○防衛省告示第九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月三十日から五月七日まで（予備、五月八日及び同月九日）の間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦七隻

○防衛省告示第九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月三十日から五月七日まで（予備、五月八日及び同月九日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦七隻

○防衛省告示第九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年四月二十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年四月三十日から五月七日まで（予備、五月八日及び同月九日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

自衛艦七隻

○東北地方整備局告示第八十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山形県建築サポートセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石山　勇
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十三年四月一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	井上憲太郎
変更後	鈴木　貞義

(2)　変更年月日　平成二十三年四月一日

○東北地方整備局告示第八十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　東北地方整備局長　4

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	篠原　拓雄
変更後	増子　浩美

(2)　変更年月日　平成二十三年四月十五日

○関東地方整備局告示第二百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市五代町字芝久保八〇五番一地先から同市五代町六七三番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年四月二十一日